

厚生委員会情報連絡

令和8年3月12日

情報連絡事項	頁
1 年末における福祉部臨時相談窓口の開所結果について	2
2 令和7年度足立区医療的ケア児ネットワーク協議会の実施報告について	4
3 暗所視支援眼鏡 <small>あんしょし</small> の給付について	7
4 日中保護事業（障がい者の日帰りショートステイ）の委託料単価等の改正 （案）について	9
5 介護保険料に係る延滞金及び還付加算金事務開始のための条例施行規則の 改正、要綱の制定について	11
6 第34回ボランティアまつりの開催について	17

(福祉部)

厚生委員会情報連絡

令和8年3月12日

件名	年末における福祉部臨時相談窓口の開所結果について																		
所管部課名	福祉部 福祉まると相談課、足立福祉事務所 生活支援推進課																		
内容	<p>令和7年年末に、2日間開設した臨時相談窓口の開所結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開所日時</p> <table border="1" data-bbox="370 629 1450 1001"> <thead> <tr> <th colspan="2">開設日時</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>R7.12.28 (日) 午前9時～午後5時</td> <td>包括的な相談支援、緊急的な食糧提供 (福祉まると相談課での通常の休日開所)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>R7.12.31 (水) 午前9時～午後4時</td> <td>【福祉まると相談課と福祉事務所で連携】 ・包括的な相談支援、緊急的な食糧提供 ・生活保護の相談・申請その他生活に係る相談</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 開所場所 足立区役所別館1階 福祉まると相談課</p> <p>3 開所結果 (相談内容詳細は別紙のとおり)</p> <table border="1" data-bbox="370 1240 1450 1462"> <thead> <tr> <th>開設日時</th> <th>相談件数</th> <th>件数内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① R7.12.28 (日)</td> <td>17件</td> <td>電話10件、来庁7件</td> </tr> <tr> <td>② R7.12.31 (水)</td> <td>6件</td> <td>電話3件、来庁2件、メール1件</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 開所の成果 今回の問合せから、年明け以降に福祉まると相談課での継続相談につながったケースが数件あった。</p> <p>5 その他：閉庁期間中の緊急食糧支援 (本庁舎地下1階時間外窓口) 2件対応あり (お話を伺ったうえで必要数の災害備蓄活用品を提供) → R7.12.27：24食提供、R8.1.4：9食提供</p> <p>6 今後の方針 閉庁する期間と、従事する職員体制を鑑みながら、その都度臨時窓口開所の要否を決定していく。</p>	開設日時		内容	①	R7.12.28 (日) 午前9時～午後5時	包括的な相談支援、緊急的な食糧提供 (福祉まると相談課での通常の休日開所)	②	R7.12.31 (水) 午前9時～午後4時	【福祉まると相談課と福祉事務所で連携】 ・包括的な相談支援、緊急的な食糧提供 ・生活保護の相談・申請その他生活に係る相談	開設日時	相談件数	件数内訳	① R7.12.28 (日)	17件	電話10件、来庁7件	② R7.12.31 (水)	6件	電話3件、来庁2件、メール1件
開設日時		内容																	
①	R7.12.28 (日) 午前9時～午後5時	包括的な相談支援、緊急的な食糧提供 (福祉まると相談課での通常の休日開所)																	
②	R7.12.31 (水) 午前9時～午後4時	【福祉まると相談課と福祉事務所で連携】 ・包括的な相談支援、緊急的な食糧提供 ・生活保護の相談・申請その他生活に係る相談																	
開設日時	相談件数	件数内訳																	
① R7.12.28 (日)	17件	電話10件、来庁7件																	
② R7.12.31 (水)	6件	電話3件、来庁2件、メール1件																	

年末における臨時相談窓口 相談内容詳細

1 R7.12.28 (日)

		相談・問い合わせ内容	当日の対応
①	電話	年末の入院に伴う子どもの預け先に関する問い合わせ	年末年始は家族対応可とのこと から、年明けに担当課へ相談
②		母子手帳交付窓口の問い合わせ	年明けに区民事務所や保健セン ターでの受取りをご案内
③		都営無料乗車券の更新に関する問い合わせ (生活保護受給中の方)	年明けに担当福祉課への連絡を ご案内
④		近隣住民の騒音トラブルに関する相談	本当にお困りの際は警察署への 連絡をご案内
⑤		紙門松の配布場所の問い合わせ	時間外窓口でお渡ししているこ とをご案内
⑥		食糧支援の問い合わせ (足立区外に在住の方)	お渡しも可能だが、居住区の時 間外窓口への問合せをご提案
⑦		現住居の強制退去に関する相談	傾聴し年明けから相談開始
⑧		父親の海外出張、母親入院期間中の子の支援に関する相談	詳細把握のため、本人世帯から まるごと相談課への連絡を提案
⑨		当日面談予定であった方からのキャンセル (福祉まるごと相談課の継続相談中の方)	別日で相談継続
⑩		ご自身の身の上話の傾聴	傾聴のみ
⑪	来庁	後期高齢者医療の資格確認書の紛失に伴う問い合わせ	資格確認書はマイナンバーと紐 づいていないことを説明したう えで、再発行申請受付場所をご 案内
⑫		強制退去に伴う住まいおよび生活相談	食糧支援+相談歴がある福祉課 への相談を提案
⑬		食糧支援の相談	食糧支援実施+年明けに福祉 課への連絡をご案内
⑭		食糧や経済的な困窮に伴う生活相談	食糧支援+継続相談を提案
⑮		就労や将来への漠然とした不安に関する相談 (福祉まるごと相談課の継続相談中の方)	相談継続
⑯		成年後見の申立て等、知人に関する相談 (福祉まるごと相談課の継続相談中の方)	相談継続
⑰		借金や保険料の滞納に伴う生活相談 (福祉まるごと相談課の継続相談中の方)	相談継続

2 R7.12.31 (水)

		相談・問い合わせ内容	当日の対応
①	電話	医療費が嵩むことに伴う生活相談	生活保護制度の説明とともに、 収入増にむけた継続相談を提案
②		ご自身の体調悪化に関する相談	傾聴のうえ、主治医や保佐人へ のお話を提案
③		医療費に関する問い合わせ (生活保護受給中の方)	年明けに担当福祉課への連絡を ご案内
④	来庁	職場の人間関係、家賃滞納、仕事探しに関する相談	就労や債務整理の支援をご提案 し本人にて再考
⑤		住まいや経済的な困窮に伴う生活相談	緊急援護貸付+食糧支援
⑥	メール	精神疾患を抱えた家族に関する相談	年明けから相談支援開始

厚生委員会情報連絡

令和8年3月12日

件名	令和7年度足立区医療的ケア児ネットワーク協議会の実施報告について
所管部課名	福祉部 障がい福祉課
内容	<p>足立区医療的ケア児ネットワーク協議会（以下「協議会」という）を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 日時 令和8年2月2日（月）午後6時から8時</p> <p>2 場所 区役所 南館13階 大会議室A</p> <p>3 委員構成 別紙委員名簿のとおり</p> <p>4 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 次期障がい福祉関連計画の進捗状況について(2) 居宅訪問型保育事業（医療的ケア児）について(3) 区立小学校・区立保育園における医療的ケア児支援について(4) 足立区重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業の利用状況について(5) 医療的ケア支援者向け研修について(6) 学童保育室における医療的ケア児受入れのモデル実施について <p>5 広域情報</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 東京都医療的ケア児支援センターの業務について(2) 全国的な医療的ケア児の現状と課題（ミニ講座） <p>6 委員からの意見等</p> <p>医療的ケア児への支援に関し、各委員からいただいた主な意見は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 教育・成長と「学びの保障」に関する意見<ul style="list-style-type: none">① 学校は医療的ケアを受けることが目的ではなく「学び」の場所であり、学びの保障を第一に考える視点が不可欠である。② 学校現場での医療的ケア児の支援や過ごし方について知ってほしい。

- ③ 子どもの成長発達に合わせ、どの段階で医療的ケアの支援を卒業し、自立（自己管理など）に繋げるかという目標設定を、支援開始の段階から保護者と共有しておくことが重要である。

(2) 人材確保・従事者の心理的ハードルの課題

- ① 医療的ケアに対応できるヘルパー事業所は極めて少なく、支援を必要とする時間帯の調整が難しい。
- ② 訪問看護等の現場では、責任の重さから「医療的ケア児をみるのが怖い」と感じるスタッフがいるため、不安軽減には、緊急時対応などの技術研修だけでなく、実際に家庭を訪問して子どもの生活を「目で見て知る」という慣れの時間が必要である。
- ③ 医師がいない学校現場でケアを担う看護師は、状況判断を求められる場面もあり、強い責任感やキャリアへの不安等を感じる傾向がある。

(3) その他

- ① NICUから退院した子どもの親に、将来の医療状況や生活の変化を想定し、先を見据えたアドバイスを提供できる機会があると良い。
- ② 支援のネットワークは広がりつつあるが、医療的ケア児を抱える家庭における医療・福祉等の情報量には差があるように感じる。
- ③ 医療的ケア児の支援においては、公的支援を求めるニーズがある一方で、可能な限り自分たちの手でケアをしたいという保護者の想いも根強くあるため、支援の検討にあたっては、個々の保護者の意向を丁寧に確認することが大切である。
- ④ 抵抗力の弱い子どもが集団保育に参加する際、インフルエンザ等の感染症からいかに守るかという視点が現場では極めて重要である。

7 今後の方針

医療的ケア児の支援に関する情報交換を継続し、医療的ケア児および家族への支援のあり方等について協議を進めていく。

医療的ケア児ネットワーク協議会 委員名簿

	分野	所属	氏名	職種等
1	学 識	東京医療保健大学 東が丘看護学部	玄 順 烈	准教授 看護師
2	医 療	足立区医師会 (木村小児科クリニック)	木 村 康 子	院長 医師
3	医 療	足立区歯科医師会 (マーレデンタルクリニック)	鈴 木 淳 子	院長 歯科医師
4	障がい	都立北療育医療センター 城北分園	松 井 美穂子	園長 医師
5	障がい	都立北療育医療センター 城北分園	河 野 正 恵	課長代理
6	障がい	スマイル相談支援センター	山 本 純 子	相談支援専門員
7	障がい	リールスメディカル足立花畑	高 橋 律 子	児童発達支援管理責任者 看護師
8	医 療	フローレンス訪問看護たけのつか	小 野 勝 美	看護師
9	保 育	足立つくし幼稚園	寺 山 早 苗	園長
10	保 育	うめだ「子供の家」	廣 岡 和 明	園長
11	教 育	都立花畑学園	永 島 崇 子	校長
12	教 育	区立綾瀬小学校	藤 卷 久美子	主幹教諭 (養護教諭)
13	教 育	区立千寿桜堤中学校	齋 藤 由美子	校長
14	家 族	足立区重症心身障害児 (者) を守る会	馬 場 香	会長
15	家 族	足立区肢体不自由児者父母の会	鈴 木 真理子	会長
16	行 政	福祉部	伊 東 貴 志	部長
17	行 政	福祉部 障がい福祉課	長 門 忠 雄	課長
18	行 政	福祉部 障がい援護課	柳 瀬 晴 夫	課長
19	行 政	福祉部 障がい福祉センター	高 橋 徹	所長
20	行 政	教育指導部 (教育指導部 こども支援センターげんき所長兼務)	田 卷 正 義	部長
21	行 政	教育指導部 こども支援センターげんき 支援管理課	谷 内 新 哉	課長
22	行 政	教育指導部 教育指導課	大 平 達 也	課長
23	行 政	子ども家庭部 子ども政策課 (子ども家庭部 子ども施設指導・支援課長兼務)	中 島 宣 幸	課長
24	行 政	子ども家庭部 幼稚園地域保育課	小田川 佳 剛	課長
25	行 政	子ども家庭部 学童保育課	久保田 夏 恵	課長
26	行 政	衛生部 衛生管理課	網 野 孔 介	課長
27	行 政	学校運営部 学務課	松 本 令 子	課長

厚生委員会情報連絡

令和8年3月12日

件名	^{あんしょし} 暗所視支援眼鏡の給付について
所管部課名	福祉部 障がい援護課
内容	<p>視覚障がい者への支援の一層の充実を図るため、既存の日常生活用具給付事業において、各方面から要望のあった視覚障がい者向けの^{あんしょし}暗所視支援眼鏡を新たに給付対象とする。</p> <p>※ 日常生活用具給付事業…障がい者（児）等を対象に日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するための用具を給付する事業</p> <p>1 ^{あんしょし}暗所視支援眼鏡の給付について</p> <p>(1) ^{あんしょし}暗所視支援眼鏡の特徴</p> <p>わずかな光を増幅させて撮影できる小型カメラを内蔵した専用の眼鏡のディスプレイに、明るさや大きさを調節した映像を投影する。</p> <p>ア 夜盲症（網膜色素変性症等の疾患により暗い場所で視力が低下し、物が見えにくくなる症状）の方は暗い場所でも安心して歩行できる。</p> <p>イ 視野狭窄の方は広い視野を確保できる。</p> <p>ウ 低視力の方でもカメラの拡大機能により、手元の文字等を大きくして見ることができる。</p> <p>※ 製品画像</p> 

(2) 給付することによる効果

- ア 視覚障がい者が暗い場所でも安全に移動や作業ができる。
 - イ 視覚障がい者の社会参加の促進や日常生活の利便性が向上する。
 - ウ 視覚障がい者がご自身でできることが増えることにより、ご家族など視覚障がい者を支援する方の負担軽減につながる。
- ※ 令和8年1月時点では、23区中7区で当該製品を日常生活用具として既に給付対象としている。

(3) 対象者

障がい種別	品目
学齢児以上の視覚障がい者（児）	視覚障がい者用拡大読書器

(4) 基準額(給付上限額)・耐用年数

基準額	耐用年数
239,000円	8年

2 今後の予定

障がい援護課各援護係の窓口や区ホームページ等で周知を図り、令和8年4月から給付を開始する。

厚生委員会情報連絡

令和8年3月12日

件名	日中保護事業（障がい者の日帰りショートステイ）の委託料単価等の改正（案）について																																														
所管部課名	福祉部 障がい援護課																																														
内容	<p>日中保護事業における区から障がい福祉サービス事業者への委託料は、国の報酬額「短期入所ショートステイ」を準用する形で設定している。この度、委託料単価と国の報酬額に乖離が出ていることから見直しを行い、利用者負担額と併せて以下のとおり改正する。</p> <p>1 改正の概要</p> <p>(1) 利用者1人あたり委託料単価（改正あり）</p> <table border="1" data-bbox="440 815 1445 1290"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">改正前</th> <th rowspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>身体障がい者・児、難病患者</th> <th>知的障がい者・児</th> <th>精神障がい者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4時間以下</td> <td>1,800円</td> <td>1,600円</td> <td>1,600円</td> <td><u>2,200円</u></td> </tr> <tr> <td>4時間超 8時間以下</td> <td>3,400円</td> <td>3,000円</td> <td>3,200円</td> <td><u>4,400円</u></td> </tr> <tr> <td>8時間超</td> <td>5,200円</td> <td>4,600円</td> <td>5,000円</td> <td><u>6,600円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 利用者負担額（改正あり）</p> <p>利用者負担額は、利用者1人あたり委託料の1割分を基本とするが、物価高騰等を考慮し、引き上げを行わない。なお、障がいによる分けを撤廃することから、改正前最も低い金額であった「知的障がい者・児」の利用者負担額を改正後の利用者負担額とする。</p> <table border="1" data-bbox="440 1536 1445 2011"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">改正前</th> <th rowspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>身体障がい者・児、難病患者</th> <th>知的障がい者・児</th> <th>精神障がい者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4時間以下</td> <td>180円</td> <td>160円</td> <td>160円</td> <td><u>160円</u></td> </tr> <tr> <td>4時間超 8時間以下</td> <td>340円</td> <td>300円</td> <td>320円</td> <td><u>300円</u></td> </tr> <tr> <td>8時間超</td> <td>520円</td> <td>460円</td> <td>500円</td> <td><u>460円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 障がい者本人（障がい児の場合は扶養義務者）の区民税非課税者、生活保護受給者及び中国帰国者等支援給付受給者は利用者負担額なし。</p>		改正前			改正後	身体障がい者・児、難病患者	知的障がい者・児	精神障がい者	4時間以下	1,800円	1,600円	1,600円	<u>2,200円</u>	4時間超 8時間以下	3,400円	3,000円	3,200円	<u>4,400円</u>	8時間超	5,200円	4,600円	5,000円	<u>6,600円</u>		改正前			改正後	身体障がい者・児、難病患者	知的障がい者・児	精神障がい者	4時間以下	180円	160円	160円	<u>160円</u>	4時間超 8時間以下	340円	300円	320円	<u>300円</u>	8時間超	520円	460円	500円	<u>460円</u>
	改正前			改正後																																											
	身体障がい者・児、難病患者	知的障がい者・児	精神障がい者																																												
4時間以下	1,800円	1,600円	1,600円	<u>2,200円</u>																																											
4時間超 8時間以下	3,400円	3,000円	3,200円	<u>4,400円</u>																																											
8時間超	5,200円	4,600円	5,000円	<u>6,600円</u>																																											
	改正前			改正後																																											
	身体障がい者・児、難病患者	知的障がい者・児	精神障がい者																																												
4時間以下	180円	160円	160円	<u>160円</u>																																											
4時間超 8時間以下	340円	300円	320円	<u>300円</u>																																											
8時間超	520円	460円	500円	<u>460円</u>																																											

(3) 事業目的 (改正なし)

日中監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等を、施設等において日中保護することにより、障がい者等の家族の就労支援および障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。

(4) 対象者 (改正なし)

区内在住の以下のいずれかに当てはまる方

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている方
- イ 愛の手帳の交付を受けている方
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- エ 障害者総合支援法の対象となる難病患者

2 事業実績 (令和6年度)

(1) 実利用者数 78人

うち、課税世帯のため、利用者負担額の支払いがあった人数 9人
(身体障がい者・児：1人、知的障がい者・児：8人)

(2) 委託事業者数 3事業者

3 改正日

令和8年4月1日

4 今後の方針

令和8年度当初予算が可決され次第、速やかに事業者及び区民へ周知する。

- (1) 委託事業者へ個別に周知する。
- (2) 継続利用者へは、令和8年度受給者証発送時(令和8年3月末)に利用者負担額について個別に連絡する。
- (3) 新規利用者へは、利用申請時に各援護係から説明する。

厚生委員会情報連絡

令和8年3月12日

件名	<p>介護保険料に係る延滞金及び還付加算金事務開始のための条例施行規則の改正、要綱の制定について</p>
所管部課名	<p>福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課</p>
内容	<p>介護保険料の延滞金の徴収及び還付加算金の支払いの事務を開始するため、条例施行規則の改正及び要綱を制定したので報告する。</p> <p>1 事務開始のための条例施行規則、要綱の作成概要</p> <p>(1) 延滞金</p> <p>ア 足立区介護保険条例施行規則を改正し、延滞金減免の具体的な要件を地方税法の例に倣い規定した（別紙1）。</p> <p>イ 要綱を制定し、延滞金徴収に関し必要な事項（過誤納金額の充当取扱い等）について規定した（別紙2）。</p> <p>(2) 還付加算金</p> <p>要綱を制定し、地方税法の例による還付加算金支払いに必要な事項（還付加算金の計算等）について規定した（別紙3）。</p> <p>2 運用開始（施行）時期</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>3 今後の方針</p> <p>(1) これまで、延滞金・還付加算金の事務開始について、あだち広報及び区のホームページ、介護だよりにより区民へ周知を実施した。</p> <p>(2) 今回改正する条例施行規則、制定する要綱については、区のホームページ、介護だよりで周知するとともに、適正に事務手続を実施していく。</p>

改正前	改正後
<p>○足立区介護保険条例施行規則 第1条～第31条の6（略） （保険料の徴収猶予または減免）</p> <p>第32条 保険料の徴収猶予又は条例第20条第1項の規定による減免（以下この条において「減免」という。）を受けようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した</u>介護保険料徴収猶予申請書又は介護保険料免除申請書にその理由を証明する書類を添えて、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 徴収猶予又は減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払いに係る月</p> <p>(3) 徴収猶予又は減免を必要とする理由</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の申請書の<u>提出があったときは、区長はこれを審査し、その必要があると認めたと</u>きは、保険料の徴収猶予にあつては、介護保険料徴収猶予決定通知書を、保険料の減免にあつては、介護保険料減免決定通知書を<u>交付し、承認しないときはその旨を法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）</u>に通知する。</p>	<p>○足立区介護保険条例施行規則 第1条～第31条の6（略） （保険料の徴収猶予または減免）</p> <p>第32条 保険料の徴収猶予又は条例第20条第1項の規定による減免（以下この条において「減免」という。）を受けようとする<u>法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）</u>は、<u>介護保険料徴収猶予申請書又は介護保険料免除申請書にその理由を証明する書類を添えて、区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>区長は、第1項の申請書が提出された場合は、</u><u>これを審査し、承認するときは、保険料の徴収猶予にあつては、介護保険料徴収猶予決定通知書を、保険料の減免にあつては、介護保険料減免決定通知書を</u><u>、承認しないときは、保険料の徴収猶予にあつては、介護保険料徴収猶予不承認通知書を、保険料の減免にあつては、介護保険料減免不承認通知書を当該納付義務者に</u>通知する。</p>
<p>第32条の2～第34条（略） （延滞金の減免）</p> <p>第35条 区長は、<u>当該第1号被保険者が次</u>の各号のいずれかに該当すると認めたとときは、延滞金を減免することができる。</p> <p>(1) 災害等により、やむを得ない事情があると認めるとき。</p> <p>(2) <u>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者</u>が死亡し</p>	<p>第32条の2～第34条（略） （延滞金の減免）</p> <p>第35条 区長は、<u>次</u>の各号のいずれかに該当すると認めたとときは、延滞金を減免することができる。</p> <p>(1) 災害等により、やむを得ない事情があると認めるとき。</p> <p>(2) <u>納付義務者</u>が死亡し<u>、又は法令により身体を拘束された場合にお</u></p>

改正前	改正後
<p><u>たこと</u>、又は<u>その者が長期間入院したことにより</u>、納付することができない事情があると認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、特別な事情があると認めるとき。</p> <p>2 <u>前項の規定によって延滞金の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した</u>介護延滞金減免申請書にその理由を証明<u>すべき</u>書類を添付して、これを区長に提出しなければならない。__</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 延滞金の減免を受けようとする保険料の額及び納期限並びに当該保険料に係る延滞金の額</p> <p>(3) 延滞金の減免を必要とする理由</p> <p>3 前項の申請書<u>の提出があったときは</u>、<u>区長は</u>これを審査し、<u>その必要がある</u>と認めるときは、<u>介護延滞金減免決定通知書を交付し</u>、承認しないときは<u>その旨を</u>当該納付義務者に通知する。</p> <p>第36条 (略)</p>	<p><u>いて</u>、納付することができない事情があると認めるとき。</p> <p><u>(3) 区長が、条例第19条第1項の規定により滞納保険料の徴収猶予をしたとき。</u></p> <p><u>(4) 区長が、滞納保険料に係る滞納処分の執行を停止したとき。</u></p> <p><u>(5) 区長が、滞納保険料に係る滞納処分による財産の換価の猶予等をしたとき。</u></p> <p><u>(6) 区長が、滞納保険料の全額に見合う財産の差押えをしたとき又は担保の提供を受けたとき。</u></p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、特別な事情があると認めるとき。</p> <p>2 <u>前項第1号及び第7号の規定によって延滞金の減免を受けようとする納付義務者は、__介護延滞金減免申請書にその理由を証明する</u>書類を添付して、これを区長に提出しなければならない。<u>ただし、区長が申請を要しないと認めた場合又は当該書類の添付を省略できると認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 <u>区長は、前項の申請書が提出された場合は</u>、__これを審査し、<u>承認するときは介護延滞金減免決定通知書を</u>、承認しないときは<u>介護延滞金減免不承認通知書を</u>当該納付義務者に通知する。</p> <p>第36条 (略)</p> <p><u>付 則 (令和8年 月 日規則第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>

改正前	改正後
	<p data-bbox="1151 180 1317 212"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="1126 225 2119 344">2 <u>改正後の足立区介護保険条例施行規則の規定は、令和8年度分以後の保険料に係る延滞金について適用し、令和7年度分以前の保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。</u></p>

足立区介護保険料に係る延滞金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区介護保険条例（平成12年3月31日足立区条例第38号。以下「条例」という。）第18条及び足立区介護保険条例施行規則（平成12年3月31日足立区規則第50号。以下「規則」という。）第35条に規定する延滞金（以下「延滞金」という。）の徴収等に関し、条例及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(延滞金に過誤納金額が生じた場合の保険料への充当)

第2条 延滞金に過誤納が生じた場合においては、未納保険料に当該過誤納金額を充当するものとする。

(保険料に過誤納金額が生じた場合の延滞金への充当)

第3条 保険料に過誤納が生じた場合においては、当該過誤納金額を未納保険料に充当してもなお残額があるときは、未納の確定延滞金額に充当するものとする。

(延滞金減免申請書の提出時期)

第4条 規則第35条の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金が確定した場合、その都度延滞金減免申請書を区長に対し提出するものとする。ただし、区長が一括して減免申請書を受領することが適当と認めた場合は、この限りではない。

(延滞金減免の対象外)

第5条 区長は、前条の申請書が提出されたとき、又は規則第35条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当すると認めたときに、既に納付された延滞金については、減免を行わないものとする。

(延滞金の消滅時効)

第6条 延滞金を徴収する権利については、未納保険料が時効となり消滅したときは、同時に消滅する。

2 保険料の徴収権の消滅時効が更新し、又は保険料が納付されたときは、当該保険料に係る延滞金の徴収権についても、その消滅時効が更新する。

付 則（7足福介発第4111号 令和8年2月17日 区長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和8年度分以後の保険料に係る延滞金について適用する。

足立区介護保険料還付加算金支払事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第66号）第231条の3第4項の規定により地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の例によることとされる介護保険料（以下「保険料」という。）の過誤納に係る還付加算金（以下「還付加算金」という。）の算出及び端数計算について、法第17条の4及び法第20条の4の2に規定するほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(還付加算金の計算)

第2条 過誤納金が発生し、還付又は充当をする場合には、還付加算金については、還付金発生
の基礎（以下「基礎金額」という。）となる賦課年度、過誤納金の発生日ごとに計算する。

2 過納金及び誤納金の両方が発生している場合は、基礎金額を区分する。

3 還付において一部充当がある場合は、充当する金額と支払する金額に基礎金額を区分する。

4 2以上の納期等の分割納付がある場合は、法第17条の4第3項に基づき還付加算金を計算する。

(還付加算金額の端数計算)

第3条 還付加算金の端数計算については、法第20条の4の2第7項により準用された同条第2項及び第5項の規定によるものとし、前条の規定についても同様とする。

(還付加算金計算の充当及び支払い日)

第4条 法第17条の4第1項の地方団体の長が還付のための支出を決定した日又は充当をした日とは、支払可能となった日（口座還付の場合は、支出執行日）又は充当適状となった日とする。

付 則（7足福介発第4112号 令和8年2月17日 区長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和8年度分以後の保険料に係る還付加算金について適用する。

厚生委員会情報連絡

令和8年3月12日

件名	第34回ボランティアまつりの開催について
所管部課名	足立区社会福祉協議会、福祉部 福祉管理課
内容	<p>ボランティアグループの活動発表や説明等により、広く区民に対してボランティア活動への理解を深め、参加を促進することを目的に、ボランティアまつりを開催する。</p> <p>1 開催日時 令和8年5月10日（日）午前11時～午後3時</p> <p>2 開催場所 足立区役所庁舎ホール・アトリウム・正面広場</p> <p>3 テーマ 「ふれあい広場～出会い・ふれあい・助け合い～」</p> <p>4 内容 （1）開会セレモニー （2）各団体発表（舞台・ブース） （3）模擬店販売等</p> <p>5 参加団体 区内ボランティア団体等33団体（うち舞台発表は8団体） ※ ボランティア登録団体数65団体（令和8年1月1日現在）</p> <p>6 参加資格 （1）ボランティアセンターに登録している団体 （2）地域貢献活動等を実施している地元企業及び関係団体</p>